

令和5年度 第1回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年4月7日（金）午後3時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階大会議室

3. 出席委員数 （17名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番 鈴 木 和 俊

2番 伊 藤 淑 榮

3番 三 浦 栄 子

4番 鈴 木 豊 則

5番

6番 佐 藤 洋 介

7番 清 水 司

8番 高 橋 郁 雄

9番

10番 目 黒 千 衣 子

11番 三 浦 富 美 男

12番 山 本 義 則

13番 佐 藤 正 樹

14番 中 田 正 一

15番 武 田 一 雄

16番 加 藤 和 洋

17番 鈴 木 孫 城

4. 欠席委員 9番 鈴木誠孝 委員 (1 名)

5. 農業委員会業務報告(3月分)

6. 報告事項

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第5条の許可について

報告第4号 令和4年度農地移動等実績報告について

7. 議事案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第3号 男鹿農業振興地域整備計画の変更(案)について

議案第4号 令和5年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木俊市

10. 会議の概要

事務局長

ご多忙中のところ、皆様におかれましては、ご出席いただき、感謝申し上げます。

ただ今から、令和5年度第1回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が4件、議事案件が5件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

委員の皆様、お忙しいところ今年度初めの定例総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本年度は、委員改選の年であります。

この7月で任期満了を迎える皆様におかれましては、3年間農地利用の最適化の推進に積極的に取り組んでいただき感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、このメンバーでの県外研修ができなかったことが心残りではありますが、残りの任期を皆様と共に全うしたいと思います。

本日の議案等についてよろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局長

会長、ありがとうございました。

ここで、4月から新たに農業委員会事務局に加わりました職員をご紹介します。

佐藤美香子会計年度任用職員であります。

～佐藤事務補助員一言あいさつ～

佐藤さんからは、農業委員会の事務全般にわたりサポートしてもらうこととなります。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、9番 鈴木誠孝委員から欠席の届出があり、出席委員は18名中17名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、13 番 佐藤正樹委員、14 番 中田正一委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

事務局

それでは、3月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

3月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

議長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長

次に、報告第1号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号、専決処分について報告いたします。

事務局「専決処分書」にて説明

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり)

議 長

続いて報告第2号を事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告いたします。
解約件数は、3件であります。

申請番号 1、土地の所在地は船越字杉山〇番他 2 筆、計 3 筆、田 2,684 m²、
借受人は船越字前野のA、貸出人は潟上市のB、解約理由は、貸人の都合
で、引渡年月日は令和 5 年 3 月 9 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は野石字大場沢台〇番他 1 筆、計 2 筆、田 4,243

m²、借受人は能代市の C、貸出人は野石の D、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 3 月 6 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は野石字五明光〇番他 2 筆、計 3 筆、田 1,523 m²、借受人は野石字五明光の E、貸出人は野石字萩ノ森の F、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 3 月 6 日となっております。

以上、3 件の合意解約通知の報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

続いて、報告第 3 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第 3 号、農地法第 5 条報告についてご説明いたします。

令和5年3月3日開催、第12回男鹿市農業委員会定例総会において審議された、男鹿市北浦真山字塞ノ神下○△□番地についての申請は、3月24日開催の秋田県農業会議常設審議委員会において許可相当とされましたのでご報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

続いて、報告第4号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第4号、令和4年度農地移動等実績報告について説明します。

(別紙により説明。)

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が 1 件です。

申請番号 1、所有権移転で土地の所在地は脇本脇本字後野〇番 1 筆、畑 2,187 m²、譲受人は脇本百川字相ノ沢の A、譲渡人は大潟村の B です。

申請番号 2 から申請番号4は、同じ受人であるため、一括して説明します。

賃貸借権で土地の所在地は野石字宮沢新田〇番他 2 筆、田 10,274 m²、譲受人は野石字宮沢の C、譲渡人は野石字大場沢の D 他 2 名、新規、契約期間は申請番号 2 が令和 5 年 4 月 7 日から 3 年間、申請番号 3 と 4 は 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 5 から申請番号 8 は、同じ受人であるため、一括して説明します。

賃貸借権で土地の所在地は福米沢字大門道〇番 23 筆計 24 筆、田 46,531 m²、畑 10,884 m²、譲受人は株式会社アグリホープ、譲渡人は野石字五明光の E、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 7 日から 10 年間、賃借料は申請番号 5 が 10a 当り 5,000 円、申請番号 6 から 8 は米 1 俵であります。

以上 8 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

す。

議 長

議案第 1 号について、何か質問等ございませんか。

4 番

株式会社アグリホープは、畑を使って何を栽培するのか。

事務局

ネギを栽培すると聞いております。

議 長

他に何かありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 2 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めるこ

とについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 2 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、所有権移転が 5 件、貸借権設定が 34 件であります。

始めに所有権移転の説明をいたします。

議 長

議事参与案件があるので申請番号 1 を先議いたします。

暫時休憩いたします。

農業委員会法第 31 条、議事参与案件により関係する委員の退席をお願いいたしておりますので、退席します。

(19 番吉田陽一委員退席)

戸部職務代理 再開いたします。 事務局、説明をどうぞ。

事務局 申請番号 1、土地の所在は脇本富永字野田〇番、他 8 筆、計 9 筆、田 9,279 m²、譲受人は脇本富永字大倉のA、譲渡人は脇本富永字大倉のB、対価は 10 a当り 220,000 円となっております。

戸部職務代理 ただ今の説明について意見等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

戸部職務代理 「異議なし」ということで申請番号 1 を承認いたします。
暫時休憩いたします。

(19 番吉田陽一委員着席)

議 長

再開いたします。
引続き説明をお願いします。

事務局

申請番号 2、土地の所在地は払戸字小堤下千間○番他 1 筆計 2 筆、田 2,070 m²、譲受人は払戸字渡部のC、譲渡人は払戸字渡部のD、対価は 10a 当り 400,000 円となっております。

申請番号 3、土地の所在地は福米沢字十王堂○番 1 筆、畑 702 m²、譲受人は福川字豎石のE、譲渡人は福川字豎石のF、対価は 10a 当り 10,000 円となっております。

申請番号 4、土地の所在地は船越字堂ノ前○番他 2 筆、計 3 筆、田 3,150 m²、譲受人は船越字那場掛のG、譲渡人は船越字一向のH、対価は 10a 当り 180,000 円となっております。

事務局

申請番号 5、土地の所在地は船越字杉山〇番他 2 筆、計 3 筆、田 2,684 m²、譲受人は船越字前野のI、譲渡人は潟上市のJ、対価は 10a 当り 250,000 円となっております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

引続き貸借権設定の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 6、利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間の K、利用権設

定する者は払戸字大堤下千間の L、貸付地は払戸字小堤下千間○番他 6 筆、計 7 筆、田 3,056 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 3 俵であります。

事務局

申請番号 7 の利用権設定を受ける者は、脇本百川字相ノ沢の M、利用権設定する者は脇本百川字相ノ沢の N、貸付地は脇本百川字方丈田○番他 3 筆、計 4 筆、田 4,124 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 8 の利用権設定を受ける者は、大瀧村の O、利用権設定する者は野石字道田の P、貸付地は野石字赤坂台○番他 7 筆、計 8 筆、田 10,814 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 5,000 円であります。

申請番号 9 の利用権設定を受ける者は、船越字内子の R、利用権設定する者は船越字寺後の S、貸付地は船越字安根崎○番他 16 筆、計 17 筆、田

9971.25 m²、新規、契約期間は令和5年4月14日から10年間、賃借料は10a当り5,000円であります。

事務局

申請番号10の利用権設定を受ける者は、農事組合法人大進農場、利用権設定する者は角間崎字百目木のT、貸付地は角間崎字新檜沢○番他1筆、田4,391 m²、新規、契約期間は令和5年4月14日から3年間、賃借料は10a当り米1.3俵であります。

申請番号11の利用権設定を受ける者は、株式会社ベジリンクあきた男鹿、利用権設定する者は本内字虚空蔵下のU、貸付地は本内字平台○番1筆、畑6,810 m²、新規、契約期間は令和5年4月14日から5年間、賃借料は10a当り5,000円であります。

申請番号12の利用権設定を受ける者は、福川字福川のV、利用権設定する者は船越字船越のW、貸付地は脇本百川字矢口○番他3筆、計4筆、田4,124 m²、新規、契約期間は令和5年4月14日から5年間、賃借料は10a当り米1

俵であります。

事務局

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は、脇本字百川の X、利用権設定する者は角間崎字新檜沢の Y、貸付地は角間崎字新檜沢〇番他 1 筆、計 2 筆、田 12,460 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、男鹿中滝川字藤巻台の Z、利用権設定する者は船川港比詰字神明堂脇の A'、貸付地は男鹿中滝川字白山沢〇番他 3 筆、計 4 筆、田 7,802 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 0.7 俵であります。

申請番号 15 から申請番号 16 は同じ受人ですので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、農事組合法人高屋すずらんファーム、利用権設定する者は茨城県の B'他 1 名'、貸付地は五里合中石字疋沢〇番他 30 筆、

計 31 筆、田 15,141 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

事務局

申請番号 17 の利用権設定を受ける者は、船越字内子の C'、利用権設定する者は船越字寺後の D'、貸付地は船越字サッピ〇番他 13 筆、計 14 筆、田 13,110 m²、新規、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 18 から申請番号 20 まで同じ渡人のため一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、男鹿中滝川字杉下の E' 他 3 名、利用権設定する者は能代市の F'、貸付地は男鹿中滝川字和田面〇番他 7 筆、計 8 筆、田 20,262 m²、申請番号 18 は新規 19 から 20 は再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 21 の利用権設定を受ける者は、脇本浦田字大保田の G'、利用権設定する者はにかほ市の H'、貸付地は脇本浦田字新田〇番 6 筆、計 7 筆、田

18,912 m²、再設定、契約期間は令和5年4月14日から6年間、賃借料は10a当り13,000円であります。

事務局

申請番号22の利用権設定を受ける者は、船越字サッピのJ'、利用権設定する者は秋田市のK'、貸付地は船越字那場掛○番他4筆、計5筆、田4,036m²、再設定、契約期間は令和5年4月14日から5年間、賃借料は10a当り米2俵であります。

申請番号23の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のL'、利用権設定する者は秋田市のM'、貸付地は払戸字尻深一番谷地○番他12筆、計13筆、田12,330m²、再設定、契約期間は令和5年4月14日から3年間、賃借料は10a当り12,500円であります。

申請番号24の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のN'、利用権設定する者は払戸字鳥井長根のO'、貸付地は払戸字大谷地○番他5筆、計6筆、田5,577m²、再設定、契約期間は令和5年4月14日から2年9カ月間、賃借

料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

事務局

申請番号 25 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の P'、利用権設定する者は払戸字横長根の Q'、貸付地は払戸字八郎新田○番他 6 筆、計 7 筆、田 7,875 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 26 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字上野の R'、利用権設定する者は脇本脇本字前野の S'、貸付地は脇本富永字新田○番他 4 筆、計 5 筆、田 5,979 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 27 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字飯ノ町の T'、利用権設定する者は脇本脇本字稻荷下の U'、貸付地は脇本脇本字碓○番他 1 筆、計 2 筆、田 2,062 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 3 年間、賃

借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、男鹿中山町字家ノ下の V'、利用権設定する者は男鹿中山町字家ノ下の W'、貸付地は男鹿中山町字小町田○番他 5 筆、計 6 筆、田 5,124 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 9,400 円であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、松木沢字松木の X'、利用権設定する者は秋田市の Y'、貸付地は鷓木字道村新田○番 1 筆、田 4,458 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円あります。

申請番号 30 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部の Z'、利用権設定する者は払戸字渡部の A'、貸付地は払戸字尻深市場谷地○番他 1 筆、計 2 筆、田 2,023 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料

は 10a 当り米 1.5 俵であります。

事務局

申請番号 31 の利用権設定を受ける者は福米沢字土花の C'、利用権設定する者は野石字宮沢の D'、貸付地は野石字宮沢新田○番 1 筆、田 4,736 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 32 の利用権設定を受ける者は鶉木字鶉木の E'、利用権設定する者は鶉木字鶉木の F'、貸付地は鶉木字鶉木新田○番他 2 筆、田 10,704 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 16,000 円であります。

申請番号 33 の利用権設定を受ける者は脇本富永字小谷地の G'、利用権設定する者は脇本浦田字宮崎の H'、貸付地は脇本浦田字新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 5,163 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃

借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 34 の利用権設定を受ける者は鵜木字鵜木の I'、利用権設定する者は松木沢字鵜木境の J'、貸付地は松木沢字鳥屋端○番他 8 筆、計 9 筆、田 25,063 m²、畑 7,535 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 14,000 円であります。

申請番号 35 の利用権設定を受ける者は払戸字小深見の K'、利用権設定する者は能代市の L'、貸付地は船越字草根○番他 9 筆、計 10 筆、田 10,441 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

申請番号 36 の利用権設定を受ける者は船越字船越の M'、利用権設定する者は船越字船越の N'、貸付地は船越字杉山○番他 2 筆、計 3 筆、田 2,558 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米

事務局

1.5 俵であります。

申請番号 37 の利用権設定を受ける者は船越字船越の O'、利用権設定する者は船越字本町の P'、貸付地は船越字草根○番他 4 筆、計 5 筆、田 3,819 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 38 の利用権設定を受ける者は払戸字小堤下千間の R'、利用権設定する者は神奈川県 of S'、貸付地は福川字上下夕谷地○番他 4 筆、計 5 筆、田 9,442 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 39 の利用権設定を受ける者は払戸字小堤下千間の T'、利用権設定する者は福川字起上ケの U'、貸付地は福川字上下夕谷地○番他 3 筆、計 4 筆、田 5,486 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 4 月 14 日から 10 年間、賃

借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

以上で説明を終わります。

議 長

貸借権設定について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

議 長

議案第 5 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認し、男鹿市長へ答申することといたします。

他にありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第 1 回男鹿市農業委員会
定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年4月7日

男鹿市農業委員会

議 長 会長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 13 番 佐 藤 正 樹

署 名 委 員 14 番 中 田 正 一

書 記 事務局 鈴 木 俊 市